法改正・労働問題・労基署対策・労務実務を「労働問題専門」の社労士が解決!

みらい労働法務事務所ニュース

発行者: みらい労働法務事務所

ボーナスと退職金について

従業員の楽しみのひとつであるボーナスと退職金。今回はその2点にスポットを当て、会社とし て知っておいていただきたいことを簡単に整理いたします。

① 支払義務はありません

会社、労働者共によくいただくご質問のひとつです。払う払わないは全くもって会社の自由で す。ただし、支払えば労働者のモチベーションアップに繋がることは間違いないので、一概に払わ ないことが良いとは限りません。なお、就業規則等でボーナス規定や退職金規定を設けた場合、支 払義務が発生しますのでご注意ください。

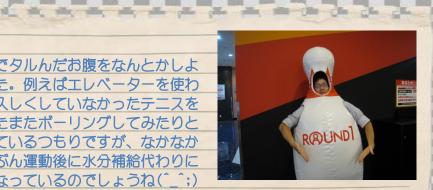
② 金額は自由に設定できます

「①」で述べたように支払いは自由です。よって金額も会社が自由に設定できます。極端ですが 支払額が100円でも問題ありません。ただし、金額を設定した場合にはそれが約束となり、必ずそ の金額を払わないといけなくなりますので注意が必要です。もし金額を設定されるなら支払える額 をよく吟味してください。

③ ワンポイント

- 払う(払える)かどうかわからない場合、就業規則等には具体的な金額を記載せず「会社の 業績等により支払うことがある」というような記載に留めておくことも可能です。
- ボーナスは支給日に在籍している従業員だけに支給するよう規定しておけば、無駄な支出を 抑えることが期待できます。ただし、定年退職される方には特別に支給する旨を規定してお くなど、従業員への一定の配慮も必要です。

ビールの飲みすぎでタルんだお腹をなんとかしよ うと運動を始めました。例えばエレベーターを使わ ず階段を使ったり、久しくしていなかったテニスを 再開してみたり、はたまたボーリングしてみたりと 色々と意識してやっているつもりですが、なかなか 効果が出ません。たぶん運動後に水分補給代わりに 飲むビールで相殺になっているのでしょうね(^^;)



某ボーリング場にて

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

Tel: 06-6809-5092 Fax: 06-6809-5093 e-mail info@mirai-sr.com URL http://mirai-sr.com

